

足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第18版

令和5年2月1日

足立区新型コロナウイルス対策本部

令和5年1月27日（金）付けで東京都が発出した方針に従い、区（主催・共催・後援）のイベント・行事及び施設利用の開催基準は次のとおりとする。

各イベント等の主催者及び施設管理者は本基準を参考に、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じること。

また、本ガイドラインは東京都『事業所向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を基本として作成した。

1 イベント及び行事の開催基準について

(1) 1回あたりの参加人数5,000人以下の場合

	屋内	屋外
収容率	100%以内	—
人数上限	収容定員の100%以内	—
	収容人数の定めがない施設は、十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）確保するよう努めるとともに使用条件を徹底	
利用時間	通常どおり	
足立区新型コロナウイルス対策本部への報告	不要	
使用条件（原則）	場面に応じたマスクの着用、手指消毒、検温、換気	
その他イベント開催要件	① 地域の祭りや屋外の音楽祭等 十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保すること。 ② バスによる移動を伴う催事等 換気等の感染対策に十分配慮すること。特に区主催の催事等で宿泊を伴う場合、乗務員の宿泊場所についても十分な感染対策を行うこと。	

※1 保育園、学校等の行事については、別途慎重に対応

※2 区内でのイベント開催時における飲食の取扱いは、別紙1（7ページ）参照

※3 学校施設貸出における利用制限は、別紙2（8ページ）参照

★ 会議の開催時においても感染拡大防止策に取り組むこと

(2) 1回あたりの参加人数5,000人超の場合(大規模イベント)

東京都が示す次の感染対策に全て取り組むとともに、イベント開催前には都に対して「感染防止安全計画(都指定の書式使用)」を必ず提出し、確認を受けたもののみ開催できることとする。

対策項目	対策内容
飛沫感染等の対策	<ul style="list-style-type: none">適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用の周知・徹底イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保機械換気による常時換気または窓開け換気イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント会場の消毒の実施
飲食時の感染対策	<ul style="list-style-type: none">飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底の周知
イベント前の感染対策	<ul style="list-style-type: none">発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
出演者やスタッフの感染対策	<ul style="list-style-type: none">出演者やスタッフによる、練習時・本番等の健康管理や必要に応じた検査等の実施舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

2 イベント参加者及び施設利用者向け対策

(1) 入場時等における対策

- ・ 施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙を掲出する【足立区独自】
- ・ 入場者の列の間隔は2 m以上（最低1 m）確保するよう努める。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・ 不特定多数の区民等が出入りする屋内の区施設の場合は、会話の有無を問わずマスク着用を推奨する
- ・ 上記以外の場合、マスクの着用は別紙3（9ページ）のとおりとする
 - ※ マスク着用等の張り紙を掲出する
 - ※ マスクを所持していない場合は配布する【足立区独自】
- ・ 発熱が疑われる利用者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る
 - ※ 施設入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲出すること【足立区独自】
- ・ エレベーター内では、他の利用者とのソーシャル・ディスタンスを保ち、会話は控える
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設で歓声や声援を伴うものについては、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）

(2) 施設内における対策

- ・ 30分に5分、もしくは1時間に5～10分適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】
- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔には配慮する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ・ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

3 主催者（従業員）向け対策

（1）職員の体調管理

- ・ 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・ 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

（2）営業中における対策

- ・ 職員にこまめに石鹸で手洗いを行うよう指導する
- ・ 職員がこまめに手洗いでできない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導する
- ・ 手指消毒は市販のアルコール消毒液を原則とする【足立区独自】
※ 市販のアルコール消毒液の入手が困難な場合は、危機管理部が備蓄している高濃度アルコールを供出する【足立区独自】
- ・ 職員に勤務中のマスク着用を促す
- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】

（3）更衣室・休憩時等における対策

- ・ 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・ とくに屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ・ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

4 施設環境整備

（1）レジ・窓口等における対策

- ・ レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・ レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

（2）トイレにおける対策

- ・ 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

(3) ごみの廃棄における対策

- ・ 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用し、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

5 消毒・清掃について

- ・ 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とする
- ・ 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取る【足立区独自】
- ・ 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のごみと同様に廃棄する【足立区独自】
- ・ 消毒は次の機会に実施する【足立区独自】
 - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、日に数回実施する
 - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施

6 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

東京都『事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を参照すること

区施設やイベントにおける飲食等について

1 イベント

区（主催・共催・後援）が関わるイベントは酒類の持込み及び提供は不可とする。

2 区施設等

施設	内容
屋内の区施設 (住区センターなど)	<ul style="list-style-type: none"> 区施設への酒類の持込みは不可とする 感染対策を徹底したうえで、飲食は可とする
屋外の区施設 (公園、防災広場など)	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策を徹底したうえで、飲食は可とする イベント会場内での酒類の提供はできる限り控える
その他施設【屋内外問わず】 (商店街、芸術センターなど)	※ 次の注意事項を参照

※ 注意事項

- ① 会場内で飲食スペースを設け、感染拡大を防止するための措置を施したスペースに限って行うことを可とし、それ以外の場所での飲食は不可とする。
- ② 1か所の飲食スペースを不特定多数で利用することを避けるようにするとともに、他グループと相席とならないようにする。
- ③ 定期的に清掃、テーブルの消毒を行う。
- ④ テーブル、座席を配置する際は、他グループとの間隔を2 m以上（最低1 m）確保するよう努める。

3 その他

- (1) 不特定多数の区民等が入り出る屋内のイベントでは、イベント従事者及び来場者ともに、会話の有無を問わずマスク着用を推奨する。
- (2) 上記以外の場合、マスクの着用は別紙3（8ページ）のとおりとする。
- (3) イベント従事者、来場者への検温を実施する。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止策として、消毒液の配置、手洗いスペースの確保等を適切に行う。

学校施設貸出における利用制限について

1 利用制限内容

(1) 人の間隔

屋内（教室・体育館）、屋外（校庭）に関わらず、人と人との間隔を2 m以上（最低1 m）確保するよう努めること。

(2) 感染症対策

適切な感染症対策（検温、マスク着用、手指消毒、換気、3密の回避等）を実施すること。

※ マスク着用の考え方については、別紙3（9ページ）参照

2 学校開放事業について

学校開放事業においても、同様の取扱いとする。

屋外、屋内及び就学前児のマスク着用の考え方について

令和4年5月20日（金）付けの厚生労働省の通知等を踏まえ、マスク着用の考え方は次のとおりとする。

1 屋外でのマスク着用

	身体的距離が確保できる (2m以上が目安)	身体的距離が確保できない
会話を行う	着用の必要はない	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない 事 例 ・ ランニングなど離れて行う運動 ・ 鬼ごっこなど密にならない外遊び	着用の必要はない 事 例 ・ 徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

【注意事項】

- ・ 夏場など熱中症のリスクが高まる場合は、マスクを外すことを推奨
- ・ お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合はマスクを着用

2 屋内でのマスク着用（学校屋内での着用については教育委員会で別途基準を明示）

	身体的距離が確保できる (2m以上が目安)	身体的距離が確保できない
会話を行う	着用を推奨する（※1）	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用を推奨する 事 例 ・ 通勤電車の中

※1 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可

3 就学前児のマスク着用

- (1) 2歳未満（乳幼児）は引き続き、マスク着用を推奨しない。
- (2) 2歳以上は発達状況や体調等を踏まえ、一律にマスク着用を求めない。ただし、施設内に感染者が生じている等、施設管理者の判断により可能な範囲で着用を求める場合がある。